

平成28年度

第3回千葉市農業委員会農業振興部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農業振興部会議事録

平成28年9月7日千葉市農業委員会農業振興部会長 伊原 茂久は、平成28年度第3回農業振興部会を、千葉中央コミュニティセンター4階43会議室に招集した。

<会議に付した議事>

日程第1 議事録署名人の選任について

日程第2 議案第1号 農地利用最適化推進委員の担当地域に係る農業振興部会案の決定について

<出席委員> (17名中15名)

1番 中村 公江	2番 齋藤 元治
3番 野崎 好知	4番 浅川 政明
5番 花島 豊勇	7番 市原 孝
8番 安井 誠一	9番 長谷川 政美
10番 植草 隆晴	11番 田中和 夫(農業振興部会長職務代理者)
12番 小川 政二	13番 小川 正義
15番 伊原 茂久(農業振興部会長)	16番 小川 友安
17番 西郡 高夫	

<欠席委員> (2名)

6番 近藤 千鶴子	14番 石井 一也
-----------	-----------

<事務局説明員> (6名)

事務局長 朝生 智明	次長 岡本 茂之
次長補佐 堀 明德	農業振興班長 小川 剛
主査補 中澤 和美	主事 神子 直也

	(開会:午後3時)
議長 (伊原茂久部会長)	ただいまから、平成28年度第3回農業振興部会を開会いたします。 本日の出席委員は、17名中15名ですので会議は成立しております。 日程第1「議事録署名人の選任について」でございますが、慣例により、議席番号順とさせていただきます。 それでは、私より指名させていただきます。 議席番号10番 植草隆晴 委員 議席番号11番 田中和夫 委員 のご両名をお願いいたします。 続きまして、日程第2「議案第1号 農地利用最適化推進委員の担当地域に係る農業振興部会案の決定について」、事務局より説明をお願いします。
農業委員会事務局	はい、「議案第1号 農地利用最適化推進委員の担当地域に係る農業振興部会案の決定について」、ご説明させていただきます。 本案件は、農業委員会総会において審議決定する農業委員会等に関する法律第17条第2項に規定される「農地利用最適化推進委員」の担当する地域について、総会での審議に先立ち、農業振興部会としての担当区域割り案を審議するもので、当該案をもとに総会において、審議いただく予定です。 なお、本件については、去る6月30日の第2回農業振興部会において、事務局案を提示し、ご協議いただきましたが、23の担当区域割り案に関するご意見はなく、また、部会終了後、本日までご意見をいただいております。 本日は、改めて事務局案について、ご説明いたしたうえで、「農地利用最適化推進委員」の担当する地域の農業振興部会案を審議、決定いただきたいと考えております。 それでは、事務局案に係る基本的な考え方について、説明します。 「農地利用最適化推進委員」の担当する区域は、推進委員に「農地の担い手への集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」を中心とした農地利用最適化業務を行っていただく観点から、市内の農地の分布状況及び「農業委員地区担当体制推進要領」に規定する現在の農業委員担当地区の27区域をベースとしております。 市内の農地の分布状況については、農業委員会等に関する法律に

において、農地利用最適化の対象を「農地として利用すべき土地」としていることから、農地基本台帳登載農地に昨年度の農地利用状況調査の結果を反映した現況が「耕作中」、「保全管理中」及び「再生可能な遊休農地」の面積を指標としています。

次に、資料1をご覧ください。

現在の農業委員担当地区の27区域を規定している「農業委員地区担当体制推進要領」の地区担当一覧です。これは、「地域農業再生運動の推進等の日常的に活動する体制を整備」を趣旨に平成15年に制定されたもので、現在もこれに基づき、遊休農地の現地調査等を実施しており、地域における農業委員活動の拠りどころとなっています。

この基本的な考え方をもとに23区域について、それぞれの農地面積の平準化に努めつつ、区域の統合、分離、編入など区域の編成にあたっては、「町」を最小単位として、「旧町村域」、「中学校区」等の考えを用い、地域性を可能な限り勘案しています。

なお、農地利用の最適化を目的としていますので、原則として、農地のある地域を区割りしていますが、農地の無い、例えば美浜区などで、ごくまれなケースとして、農地あるいは農業に係る事案が出てくる場合もありますので、その際は、農業委員会総会等でご協議いただき、対応を図ります。

続いて、資料に基づいて、事務局案における区域の編成について、前回と変更はございませんが、順を追って説明いたします。資料2及び資料3をご覧ください。

なお、資料2については、農地が所在しない区域は、登載されていません。また、資料3については、資料が若干古いため、表示のない区域もありますので予めご了承ください。

それでは、資料2の表の見方についてについて、ご説明させていただきます。資料2農地利用最適化推進委員担当区域素案をご覧ください。

表の左から順番にご説明いたします。一番左に「新地区(案)」とありますが、これはこれからご審議いただきます23区域を表した番号となります。「現担当委員」の欄がございますが、これからご説明します町名を現在担当されている委員のお名前を表示してございます。

続いて「町名」を記載しております。その右隣になりますが、「面積」を記載しております。面積の内訳として、「調整区域」「市街化区域」と分けてあり、「調整区域」には「農用地」、「市街化区域」には「生産緑地」の面積を内数として記載しております。また、その町にある「遊休農地」

	の面積を記載しております。次に人的な要素として、「認定農業者数」として法人を含めた経営体数を記載しております。その地区内に所在する「農家世帯」数、及び年間150日以上農業に従事している「常時従事者数」を記載しております。 最後の欄に「地区編成の考え方」とありますが、これに基づいて地区編成をしています。 次に、資料3をご覧ください。この地図の見方をご説明いたします。 左上に簡単な説明を記載してありますが、青色の線で囲まれている区域が、今の農業委員が担当されている27地域を示しています。 次にピンク色の線で囲まれている地域が、これからご審議いただきます農地利用最適化推進委員が担当する23地区の(案)を示したものです。 参考までに、町名に緑色の線が引かれているものについてですが、その町の区域内の農地面積が10ヘクタール以上であるということを示しております。 なお、資料2及び資料3につきましては、審議途中の段階でありますことから、取扱注意となっております。ご了承ください。 それでは、第1地区から第23地区まで順次ご説明させていただきます。資料2をご覧くださいと思います。 第1地区は、旧犢橋村域の一部で町村制施行以前の横戸村、印旛郡宇那谷村を併せた地区で構成しています。現在的小林委員担当区域と同様の地区であり、合併、分割、編入等はございません。 続きまして第2地区ですが、旧幕張町域の一部で町村制施行以前の長作村及び天戸村、旧犢橋村域の一部で町村制施行以前の柏井村及び花島村を併せた地区です。現在の小川隆良委員担当区域に花島委員担当区域の一部、「柏井町」「花島町」を編入しています。周辺地区との農地面積のバランスを考慮しました。「柏井町」「花島町」と「天戸町」の一部が同一中学校区となっています。 続いて第3地区ですが、旧犢橋村域の一部で町村制施行以前の犢橋村、長沼新田、小深新田及び六方野原を併せた地区です。現在の花島委員担当区域の一部、「柏井町」「花島町」は、第2地区に編入しています。第1地区の農地面積とのバランスを考慮しています。 続きまして第4地区ですが、旧幕張町域の一部で町村制施行以前の馬加村、武石村及び旧検見川町域を併せた地区です。現在の伊原委員担当区域及び小川友安委員担当区域を合併しています。 また、小川政二委員担当区域のうち稲毛地区を編入しています。当
--	--

	該地区は市街化が著しく最適化対象農地が少ない地域のため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し合併、編入しています。 続いて2頁目、第5地区になりますが、旧千葉市域の一部、旧都賀村及び旧都村の一部、町村制以前における辺田村及び矢作村を除いた地区となります。現在の鈴木委員、笠川委員、竹下委員担当区域及び小川政二委員担当区域のうち稲毛地区、JR総武本線以東の地区を除く区域を合併しました。こちらの地区も市街化が著しく最適化対象農地が少ない地域のため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し合併しています。 続いて3頁目、第6地区ですが、旧千城村の村域で町村制施行以前の川戸村・仁戸名村・星久喜村を除いた地域になります。現在の長谷部委員担当区域と同様の地区となり、合併、分割、編入等はありません。 続いて第7地区ですが、旧市域の一部、旧都村の一部で町村制施行以前における加曽利村、辺田村及び矢作村、旧蘇我町及び旧千城村の一部、町村制施行以前における川戸村・仁戸名村・星久喜村を併せた地区となります。現在の長谷川政美委員、大塚委員、市原委員担当区域を合併した地区となります。こちらも市街化が著しく最適化対象農地が少ない地域のため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し合併しています。 続いて4頁、第8地区ですが、旧生浜町域及び旧椎名村域を併せた地区となっています。現在の石橋委員、田中委員、長谷川功委員及び高澤委員担当区域を合併しています。こちらの地区はおゆみ野地区を除いた同一中学校区となっています。 続きまして第9地区ですが、旧誉田村の一部で町村制施行以前の東山科村、平山村、辺田村及び野田村を併せた地区となっています。現在の浅尾委員担当区域と同様の地区で、合併、分割、編入等はありません。 次に5頁、第10地区ですが、旧誉田村の一部で町村制施行以前の高田村の地区になります。現在の石井委員担当区域の農地面積が約330ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し分離独立した地区です。町を分割しない原則から1町1地区としています。 続いて第11地区ですが、旧誉田村の一部で町村制施行以前の平川村の地区です。現在の石井委員担当区域の農地面積が約330ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し分離独立
--	--

	した地区です。町を分割しない原則から1町1地区としています。 続いて第12地区ですが、旧土気町の一部で町村制施行以前の越智村及び大木戸村を併せた地区となっております。現在の野崎委員担当区域の農地面積が約270ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し、大網街道北側の大高町及び高津戸町を分離しています。大木戸町の一部を除いて同一中学校区であることも考慮しました。 続いて第13地区ですが、旧土気町の一部で町村制施行以前の板倉村、大椎村、小山村及び小食土村を併せた地区です。現在の橋本委員担当区域に小川正義委員担当区域のあすみが丘東を編入しました。地理的に大網街道南側のあすみが丘東を同地区に編入させていただきました。 続いて第14地区ですが、旧土気町の一部で町村制以前の土気町、高津戸村及び同村大木戸村入会地(現大高町)を併せた地区です。現在の小川正義委員担当区域の農地面積が約250ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し上大和田町及び下大和田町を分離独立しました。新たに野崎委員担当区域の大網街道北側の大高町及び高津戸町を分離・編入した地区となっております。 続いて第15地区ですが、旧土気町の一部で町村制施行以前の上大和田村及び下大和田村を併せた地区です。現在の小川正義委員担当区域から分離・独立させています。 続いて第16地区ですが、旧白井村の一部で町村制施行以前の中野村の地区です。現在の西郡委員担当区域の農地面積が約220ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し分離・独立した地区です。町を分割しない原則から1町1地区となっております。もと西郡委員担当区域の「和泉町」を第17地区に編入しています。 続いて第17地区ですが、旧白井村の一部で町村制施行以前の野呂村及び和泉村を併せた地区です。現在の植草委員担当区域の農地面積が約230ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し「五十土町」、「川井町」及び「大広町」を分離し、第18地区に編入し、西郡委員担当区域の「和泉町」を編入した形となっております。 続いて第18地区ですが、旧白井村の一部で町村制施行以前の五十土村、川井村、北谷津村、佐和村、高根村、多部田村を併せた地区となっております。現在の浅川委員担当区域に植草委員担当区域の「五十土町」、「川井町」及び「大広町」を編入しました。 続いて第19地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の中
--	---

	田村及び同村入会地(現御殿町)を併せた地区となっています。現在の宮崎委員担当区域の農地面積が約300ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し「富田町」及び「古泉町」を分離独立し、「更科町」を猪野委員担当区域の「下泉町」と合併独立しています。 最後6頁目、第20地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の富田村及び古泉村の地区です。現在の宮崎委員担当区域から分離独立しています。 続いて第21地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の上泉村及び同村下泉村入会地を併せた地区となっています。現在の猪野委員担当区域の農地面積が約370ヘクタールあるため、周辺地区との農地面積のバランスを考慮し「上泉町」、「小間子町」、「旦谷町」、「谷当町」、「下田町」及び「御成台」をそれぞれ分離独立し、「下泉町」を宮崎委員担当区域の「更科町」と合併独立しています。 続いて第22地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の下泉村の地区です。現在の猪野委員担当区域の「下泉町」及び宮崎委員担当区域の「更科町」と合併独立しています。 最後に第23地区ですが、旧更科村の一部で町村制施行以前の旦谷村、谷当村及び、下田村を併せた地区です。現在の猪野委員担当区域から分離独立した地区です。 説明については、以上です。 なお、本日決定いただきました農業振興部会案は、9月28日開催予定の農業委員会総会において、部会長よりご報告いただきまして、農業委員会の定める農地利用最適化推進委員の担当区域の決定に際し、担当区域(案)としてご審議いただく予定となっております。
議長 (伊原茂久部会長)	はい、ご苦労様です。ただ今の事務局の説明について、ご意見ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。はい、中村委員。
中村委員	これは以前にも(案)の説明がありましたが、その時の説明と何か変更されたところがあったのでしょうか。変更点があれば具体的にご説明いただきたいと思います。また、27地区が23地区に減り、農業委員の人数も17名に半減されるということで、実際、地区の意向が十分に反映されるのでしょうか。今日この場には、全農業委員の半数しか居りませんので、当事者の農業委員の意向がどの様に調整されるのでしょうか。

朝 生 事 務 局 長	9月28日は議会開会中のため、私が農業委員会総会で発言することがかなわないと思いますので、その辺りについてご説明いただけますでしょうか。 23地区の件についてですが、来年7月以降、新たな農業委員17名と農地利用最適化推進委員23名の40名体制となるなかで、農地利用最適化推進委員23名の受持ち地域の割り振りをこういった形でいかがでしょうかと、お諮りさせていただいているところです。 従いまして、農地利用最適化推進委員は農業委員と同様に来年3月頃に募集し、色々沢山の方々にご応募いただく形となりますが、農業委員は今回の法律改正により地区割りの概念がなくなりましたが、逆に農地利用最適化推進委員は地区割りを決めて、その地区割りに対して応募し、もし選任された場合にはその担当地域について、責任を持って取り組みしていただくこととなります。 今回決めさせていただこうとしていることは、法律上何らかの形で地区割りを定めておく必要があり、この地区割りを募集要項に記載し、応募する地区をよくご理解いただいたうえで、ご応募いただくこととなります。 この23の地区割りは事務局(案)でありますので、この様な形でいかがでしょうかということで、議案としているところです。 一つ目のご質問の件ですが、前回お出したものと基本的に変更はございません。議案書を見て直ぐご意見をいただくことが出来ないと思ひまして、前回の時に一度皆様にご説明させていただきまして、ご意見等ございましたら事務局までご連絡いただくこととなっておりましたし、事務局でも再度見直しをしておりますが、農業委員からのご連絡・ご意見もございませんでした。 今回、部会案として正式にお諮りさせていただいているところです。 この部会案を9月28日の農業委員会総会にお諮りし、農地部会の委員も含め農業委員全員でご判断していただきまして、地区を決定していただくこととなります。
中 村 委 員	現在、27名の農業委員が地区を担当して活動されていますが、23名の農地利用最適化推進委員が配置されるので、農業委員が地域での活動をする必要がなくなるということですか。

朝 生 事 務 局 長	新しい農業委員には、出来ましたらお住まいの地域の農地利用最適化推進委員と出来るだけ協力しながら活動していただければと思いますが、農業委員には地区割りの概念が法律上なくなっており、あくまでも農地利用最適化推進委員23名の方がこの地区割りでよろしければ、これに沿って自分の担当地区で活動していくこととなります。
中 村 委 員	今は、農業委員がそれぞれ自分の地域で活躍されているわけですが、今後は農業委員が17名、農地利用最適化推進委員が23名となり、どちらがどちらにどういくのかをそれぞれが選択しなければならないのかもしれませんが、現状の農業委員が今後、農業委員として活動していくのか、農地利用最適化推進委員として活躍していくのかを選択しなければならないということですか。
朝 生 事 務 局 長	来年の6月までは、今の農業委員が27地区のエリアでご尽力いただくわけですが、来年7月から新しくなる農地利用最適化推進委員の23名が活動していくためのエリアを決めておく必要があり、そのエリアを定め募集していくこととなり、そのエリアに基づいて活動していただくこととなります。 この地区割りについては、前回の農業振興部会でもご説明し、先ほども職員がご説明いたしましたが、適当に地区割りするわけにもいきませんので、農地面積や昔からの地域の繋がり、中学校区など様々な要素を考慮して、現状の27地区を23地区に再編成し、地区割り案としたものです。
議 長 (伊原茂久部会長)	ほかにどなたかご意見ご質問がございますか。はい、浅川委員。
浅 川 委 員	23地区の農地利用最適化推進委員についてですが、この地区内に居住している方が農地利用最適化推進委員になれるのですか。
朝 生 事 務 局 長	今回の法律改正により、農業委員は今までの地区割りの概念がなくなりましたので、たとえば市外の人でもなれないわけではなく、何ら制約がなくなりました。ただ、市として適正な人を選定することとなると思います。 また、農地利用最適化推進委員についても市外の方や、農業をしたことがない方でも応募することが出来ます。ただ、募集する際にはこの

	23地区の地図をお示しして、集落座談会を時々開催するとともに農地中間管理機構や農業協同組合との連携・協力をお願いすることとなり、現在の農業委員が活動されているようにその地域に入り込んで色々なお仕事をさせていただくこととなりますので、いくら制限がないからといって、その地域に住んでいない方が応募される可能性は低いのではないのでしょうか。制度上は応募することができます。
長 谷 川 委 員	確認ですが、農地利用最適化推進委員はこの地区内に居住してなくても応募はできるのですか。また、農家でなくてもいいのですか。
朝 生 事 務 局 長	はい、そのとおりです。法律上、制限がありません。
花 島 委 員	農地利用最適化推進委員の23名についてですが、例えば、第1地区は6町あるから、その中から農地利用最適化推進委員として一人出してくださいとか、お願いするかたちとなるのですか。
朝 生 事 務 局 長	国からの通知によりますと、次回の農業委員の選任にあたり、市の方から直接出てくださいとか、何々さんお願いしますという働きかけをしてはいけないこととなっております。そういうことを踏まえたうえで、その地域から誰か一人出ていただければ理想的です。 このため、各地域に情報を広めるため農業委員会だよりで募集特集号を全農家や農協にお配りします。それから、農業委員会からも地域に説明に伺います。
長 谷 川 委 員	ということは全く条件がないということですね。
朝 生 事 務 局 長	はい、そのとおりです。
長 谷 川 委 員	誰でもいいということですね。
朝 生 事 務 局 長	そうです。
長 谷 川 委 員	私らが農地利用最適化推進委員を一人見つけなさいということかと思いました。地域の農家組合長を集めてあなたが農地利用最適化推進委員をやってくれませんかとお願いするのが簡単なのですが。だけど、公募するのですよね。

朝 生 事 務 局 長	公募というのは、ご本人が手を挙げることと、例えば、長谷川委員が何方かを推薦することによる応募とがあります。 市として、この地域で是非何々さんをお願いしますということが出来ません。
長 谷 川 委 員	そうすると、募集要綱の素案を見せていただかないと分からないですよ。
朝 生 事 務 局 長	現在、募集要綱の素案を作成中です。勿論、皆さん方の了承を得ないと出来上がりませんので。
長 谷 川 委 員	今の段階で見ていただくことはできないのですか。
朝 生 事 務 局 長	募集要綱は、法律等で決まっています。
議 長 (伊原茂久部会長)	ほかに質問等ございますか。ほかにないようですのでお諮りいたします。議案第1号「農地利用最適化推進委員の担当地域に係る農業振興部会案の決定について」原案に賛成の方は、挙手願います。
議 場	— 全員挙手 —
議 長 (伊原茂久部会長)	全員賛成ですので原案どおり決定といたします。 ただ今決定されました議案第1号については、平成28年度第3回総会において、「農地利用最適化推進委員の担当地域の農業振興部会案」として報告いたします。 ここで、事務局より事務連絡がございます。
朝 生 事 務 局 長	お手元の資料のうち、「農業委員会の適切な新体制への移行について」をご覧くださいと思います。 一枚目は、千葉県農林水産部長から各農業委員会に届いた文書で、国からこのような通知があったので遺漏のないようにとの通知です。二枚目は、国からの文書で7月27日付けの農林水産省経営局農地政策課長から千葉県農政担当部長に出された文書で、こちらは農林水産省から全国に出されました。 「農業委員会の適切な新制度への移行について」ということで、こ

で農林水産省が言っていることは、上から6行目ですけれども本年4月までに新制度に移行し、推進委員の委嘱を済ませた161農業委員会のうち、①候補者の数と委員定数が同数であり、募集に先立って事前に調整が行われたことが疑われる農業委員会が75委員会あること。②「委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」とされているにもかかわらず、女性委員を1人も任命していない農業委員会が26委員会あること。50歳未満の若者を1人も任命していない農業委員会が101委員会あること。これは委嘱を済ませた農業委員会の3分の2もあり、この様なことは法の改正趣旨に照らしていかかと思われる事例が確認されたこと。さらに、推薦・募集の期間が省令でおおむね1月と定められているにもかかわらず、法令違反で2週間程度のところが沢山あったということです。

さらに、委員及び推進委員の報酬について、農林水産省が今年新しい予算を設けまして、農地利用最適化交付金を用意していますが、これを市町村が条例を適正に定めていないことから交付できない状況にあると表現されています。

それに加えて、一部の担い手農業者から、従来委員となっていた者がそのまま新制度下の委員に任命され、募集に応じた担い手農業者を委員として選出する動きが全く見られないという指摘もきていますと、こういったなかで、各農業委員会に対して県が指導するようにという文書となっています。

続いて、「2. インセンティブに係る報酬を農地利用最適化交付金の額の確定後に定めるケース」をご覧ください。

全国どこでも、農業委員の皆様の報酬は条例で定められています。

これは、千葉市でも色々な特別職の方の報酬を定めた条例があり、例えば選挙管理委員とか、人事委員会委員とかです。

今までは農業委員の報酬は月額で定めておりましたが、この表を見ていただきますと、これからは農業委員に関しては歩合給を導入するようにということです。

例えば会長の欄を見ていただきますと、基本給が月額〇円、能率給が予算の範囲内で市長が定める額と記載されています。農地利用最適化推進委員まで、以下同様に記載されておりますが、この様に条例を改正したところが何処にもないということで、これを変えるようにということが今回の農林水産省の通知であります。

この能率給は何かといいますと、前のページの表をご覧くださいますと、農地利用最適化推進委員の欄に「1件の権利設定等につき〇円

	以内に市長が定める額を加算した額」と記載されています。簡単に申しますと、農林水産省では今回、農地利用の最適化推進を行うにあたって、農業委員及び農地利用最適化推進委員がどれだけ実績を上げたかという成果給に切り替えるようにということです。 切り替えるといっても、実際どこの市町村も財源がないわけですから国が交付するといっているわけですが、実際どうなるかといいますと今の農業委員の報酬が53,000円ですが、例えばそれを半額にしてそれを基本給とし、残りは農地中間管理機構に紹介したものが成立すれば1件2,000円とか、遊休農地を解消したらいくらとかの能率給に替えるというお話です。 農業委員や農地利用最適化推進委員と一緒に仕事を進めていく中で、出来高の確認をするということが行政委員会の合議体の構成員の方にあること自体、私はおかしいと思います。 成果主義を農業委員にすること、つまり何件話をまとめればそれだけ給料が上がるという考え方はおかしいと思います。 そもそも一件まとめるにしても、ちょうど渡りに船のケースもあれば、何か月も何か月もお話をしてまとまるケースもあるわけで、それに対して一律いくらというのも変な話であるわけです。 勿論、最終的には合議体ですから農業委員の皆さんに確認して、取り入れたいということであればその様にいたしますが、こういった事が国から文書としてでています。 もう一点の資料についてですが、いわゆる「能率給」といわれるものとは別に、もともと国が用意している「農地利用最適化交付金」というのが新しい農業委員17名が就任してから貰えるようになっております。当然貰っていかなければならないわけですが、活動記録の集計なくしてはこの交付金がもらえないわけですし、活動記録をもとに何が何件ということ国に報告しなければならないわけ、農業委員や農地利用最適化推進委員の連携の下、例えば今年は30件農地中間管理機構に紹介できたとか、新規就農を10人新たに確保することが出来たとか。それに対して交付金が出るようになっています。その交付金要綱がもう一点の資料となっています。国から来たものが大変わかりにくいものになっておりましたので、私の方で作り直した資料です。 何れにしても一人一人の歩合・能率給は、千葉市では取り入れる予定はございません。取り急ぎ私からの説明は、以上です。この件については、総会でも再度ご説明いたします。
--	--

議長 (伊原茂久部会長)	事務局からの事務連絡について、ご質問等がございましたらお願いします。はい、中村委員どうぞ。
中村委員	今の事務局長のお話ですと、成果主義的なものを千葉県農業委員会ではあえて導入しないということで、理解してよろしいでしょうか。 それと、「農業委員会の適切な新体制への移行について」ということで、かなりあからさまな通知があったということは、これからの選定のあり方というのが問われてくるのかなという点では、公正・公平に実施していかなければならないと思います。
朝生事務局長	一つ目の能率給の導入については、私のレベルでは導入しないということで、市の内部的にはお話ししてございます。ただし、正式に決まったわけではありませんので、そのところをご理解いただきたいと思います。ただ、市全体としての成果に対して交付されることに変わりがないので、今年中に計画の素案を作る必要があります、新規就農者を何人来年度中に獲得が必要と考えていて、それはどういう取り組みをしていくかということを計画で作らなければなりません。また、農地中間管理事業の集積を何件するか、そのためには何をするのかの計画を作らなければなりません。
長谷川委員	委員の委嘱は、農業委員会会長がするのですか。
朝生事務局長	農業委員は、市長が任命します。農地利用最適化推進委員は、農業委員会会長が委嘱します。
長谷川委員	農地利用最適化推進委員は、新しい会長が決まってからでないと選任できないわけですか。
朝生事務局長	国の考えでは、新しく農地利用最適化推進委員となる方がこの23地域を担っていくのに相応しい人かどうか分からないわけですから、今の農業委員が選任して、委嘱自体は来年7月の新しい農業委員が決まってからになります。
野崎委員	全国大会で基本的なお話がありましたが、今の公選法で選出された農業委員から新しい農業委員に更新されるのは3年後だそうです。 千葉県は来年7月に改選されますが、千葉県内でもまだ改選されて

議長 (伊原茂久部会長)	いない委員会があるようようですし、全国的にはまだまだたくさんあるようです。 ほかに質問等ございますか。ないようですので、本日の議事日程は、以上でございます。 以上をもちまして、平成28年度第3回農業振興部会を閉会いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。 (閉会:午後4時20分)
-------------------------	--

平成 2 8 年度第 3 回農業振興部会議事録署名人

会 長 _____

議 長 _____

1 0 番 _____

1 1 番 _____